

[事案 2024-195] 新契約無効請求

・令和7年7月15日 裁定不調

<事案の概要>

円貨建に移行する可能性がある契約であるとは認識していなかったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年9月に代理店を通じて契約した米ドル建個人年金保険について、令和4年3月に目標値に到達したと判定され、特約にもとづき円貨建終身保険に移行した。しかし、以下等の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を米ドルで返してほしい。

- (1) 契約前の説明時から、米ドルでの運用が前提で、円貨建にする気は全くないと告げており、契約申込時にも、解約時に米ドルでの返金が必須であると伝えてあった。円貨建に移行する可能性がある契約を勧めたのは代理店の間違いである。
- (2) 令和4年3月に米ドル建から円貨建に移行した際に、「円に移行するが米ドルで持っていたのなら手続が必要」との連絡は一切なかった。令和6年4月に初めて募集人から円貨建に移行済みだと告げられた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、特約の内容が記載されたパンフレット、設計書を用いて説明しており、本特約の名称自体も円貨建に移行することが容易に分かるものである。申立人も説明に対し「目標値の設定で、為替の見張り番があるのはいいね、安心だ」と発言した。
- (2) 保険証券、契約内容通知文書には本特約の記載があり、目標値到達後の契約内容通知文書、円貨建終身保険へ移行したことの通知文書には、円貨建となったことが記載されているが、今回の苦情申出に至るまで申立人から何らの申出もなかった。
- (3) 募集人は、契約申込時の説明義務は尽くしており、また、加入後の契約の異動状況について説明義務は認められない。なお、契約から数年後に、申立人が目標値到達後も米ドルでの運用を継続したいと募集人に述べた際、募集人は本特約を外してもらうよう案内した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込当時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 募集人は、申立人の「米ドルを増やしたい」との意向を把握するにとどまり、その利益を日本円で確保したい旨の意向があったのか否かを十分確認せず、また、ドル建の保険を保有したいとの意向を持つ顧客がいる可能性があることを考慮せず、安易に本特約を提案したことがうかがわれる。
- (2) 「米ドルを増やしたい」との意向を有する顧客が、必ずしも、運用成果を日本円で確保し

たいとの意向を有しているとは限らず、募集人は、「米ドルを増やしたい」との意向が、すなわちそれは利益を日本円で確保したい旨の意向であったのか否か、注意深く把握する必要があったといえる。